

審 査 公 報

平成29年10月22日執行
最高裁判所裁判官国民審査



最高裁判所判事
おおたに なおと
昭和二十七年六月三日生

略 歴

北海道赤平市で生まれ、道内（札幌市、三笠市）で過ごした後、東京に転居し、都立富士高等学校、東京大学法学部を卒業。昭和五十二年四月判事補任官、東京地裁、最高裁判事局、裁判所書記官研修所、富山地裁、最高裁判事局、裁判所書記官研修所、最高裁判事局、司法研修所教官、最高裁判事局第一課長、東京地裁判事、東京地裁判事（部長補佐）、最高裁判事局兼広報課長、刑事局長、人事局長
平成二十三年一月 静岡地裁所長
二十四年三月 最高裁判事局長
二六年七月 大阪高裁長官
二七年二月 最高裁判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二七年一月二五日 大法廷判決
小選挙区選出議員の選挙区割り、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態であったが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず、公職選挙法の規定が憲法一四一条一項等に違反するものということはできないとした（多数意見）
二 平成二七年二月一六日 大法廷判決
民法七三三條一項の規定のうち一〇〇日を超えて再婚禁止期間を設ける部分は、平成二〇〇年当時において、憲法一四一条一項、二四條二項に違反するに至っていたとした（多数意見、補意見見付加）
三 平成二七年二月一六日 大法廷判決
「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と規定する民法七五〇條は、憲法一三條、一四一条一項、二四條に違反しないとした（多数意見）
四 平成二八年五月二五日 第一小法廷決定
ガス抜き配管内で結露水が滞留してメタンガスが漏出したことにより生じた温泉施設の爆発事故について、建設会社の設計担当者には、結露水の水抜き作業の必要性等に関する情報を施設の発注会社の担当者に確実に説明し、事故の発生を防止すべき業務上の注意義務が充たされず、業務上過失致死傷罪の成立を認められた（全員一致、補意見見付加、裁判長）
五 平成二九年三月一五日 大法廷判決
車両に使用者らの承諾なく秘かにGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握するGPS捜査は、個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に秘かに装着することに於いて、意思に反してその私的領域に侵入する捜査手法であり、裁判官の令状がなければ行おうことができない処分であるとした（全員一致）
六 平成二九年九月二七日 大法廷判決
平成二八年七月一〇日施行の参議院議員通常選挙について、選挙区選出議員の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至っていたということはできないとした（多数意見）

裁判官としての心構え

最高裁にはさまざまな紛争についての不服が申し立てられ、どの事件も最終的な決定が求められます。社会的に影響の大きな事件、先例がなく新判が求められる事件も少なくありません。最高裁判事の職に就いて以来、その責任の重さを感じてきました。判断を持たずに事件に取り組み、判決等で具体的な理由を示すに当たっては、最終審として当事者双方に説明責任を果たす内容となるよう、力を尽くしていきたいと思っております。



最高裁判所判事
きよざわ かつゆき
昭和二十六年八月二日生

略 歴

東京都新宿区において家庭金物卸売業の家庭の三男として生まれ育ち、同区立鶴巻小学校、私立立教中学校を経て、同立教高校を卒業。昭和四十九年三月司法修習生、立教大学法学部卒業。五〇年四月司法修習生、立教大学法学部卒業。五二年四月司法修習生、立教大学法学部卒業。五三年一月新宿区法律相談担当弁護士。五六年四月立教大学法学部教授。二〇〇年四月東京弁護士会司法修習委員会委員長。二〇〇一年一月法務省人権擁護委員。二〇〇三年一月新宿区民の声を委員会委員（苦情処理機関、第三者委員会）。二八年七月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二八年二月一五日 第一小法廷判決
学校、児童福祉施設等の敷地から二〇〇m以内の区域における風俗案内所の営業を禁止し、違反者に対して刑罰を科することと定めた京都府風俗案内所の規制に関する条例三條一項、一六條、一七條の各規定は、憲法二二條一項に違反するものではない、また、風俗案内所の外部等に、接待風俗案内所を設けることを表示する図面等を表示することを禁止した同条例七條、八條の規定は、憲法二二條一項に違反するものではないとした（全員一致、裁判長）
二 平成二八年二月一九日 第一小法廷判決
地方税法施行令附則六條の一七七項にいう居住の用に供するために独立的に区画された部分が一〇〇以上ある共同住宅等に当たると否かは、一種の共同住宅等と判断すべきものであるとして、これと異なる判断をした高裁判決を破棄して自判した（全員一致、裁判長）
三 平成二八年二月一九日 大法廷決定
共同相続された普通預金債権、通算貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものとし、従前の判例は変更すべきであり、これと異なる判断をした高裁判決を破棄して差し戻した（全員一致、補意見見付加）
四 平成二九年四月六日 第一小法廷判決
じん肺管理区分が管理一に該当する旨の決定を受けた常時粉じん作業に従事する労働者等が当該決定の取消訴訟の係属中に死亡した場合には、当該訴訟は、当該労働者等の死亡によって当然に終了するものではなく、労働者災害補償保険法一一条一項所定の遺族においてこれを承継すべきものとし、これと異なる判断をした高裁判決を破棄して差し戻した（全員一致）
五 平成二九年七月二七日 大法廷判決
平成二八年七月に行われた参議院議員通常選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態であったものといえず、議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえないとした（多数意見）

裁判官としての心構え

約四〇年間、弁護士としての活動から培った経験や市民感覚を踏まえ、弁護士出身の裁判官であることの自覚と誇りを持って、正義と公平に邁進し、かつ、健全な社会常識に適合する法律の解釈・適用に努めていきたいと考えています。最高裁判所判事に就任して約一年三か月経過しました。最終審としての判断の重さを更に自覚し、一つ一つの事件に謙虚に向き合い、よりよい判断・解決のため誠実に職務を果たしていく覚悟です。



最高裁判所判事
はやし けいいち
昭和二十六年二月八日生

略 歴

山口県徳山市（現周南市）生まれ。父の仕事の関係により大阪で育ち、市立島屋小学校、市立天王寺中学校、府立天王寺高校を卒業。昭和四十九年三月 外務省入省、米田スタンフォード大学にて研修（政治学修士）後、シンガポール、ソ連、米国の各日本大使館に勤務し、アジア局南東アジア第二課長、条約局条約課長、在英日本大使館公使、北米局参事官、条約局参事官を経て、条約局長（後に国際法局長）
平成一四年九月 駐アイルランド特命全權大使
一七年八月 外務大臣官房長
二〇〇年九月 内閣官房副長官補
二二年二月 駐英特命全權大使
二三年四月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二九年九月二日 第三小法廷決定
信用保証協会が、金融機関が会社に対して行った融資について保証したが、同会社が破産したため代位弁済し、その後、破産手続開始後に物上保証人（自己所有の不動産を破産者の債務の担保として提供した者）から債権の一部の弁済を受けたことによる場合に破産債権者間の配当をどのようにすべきかについては、従来から破産法の解釈上争いがあったが、この決定では、破産手続開始の時に当該債権の額として確定したものを基礎として配当を計算したものが当該債権の実体法上の残額を超過したときは、その超過する部分は、当該債権について配当すべきであり、物上保証人の求償権やその他の破産債権について配当すべきではないと判断を示した（全員一致）
二 平成二九年九月二七日 大法廷判決
多数意見は、平成二八年七月に行われた参議院議員通常選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態（違憲状態）であったものといえず、議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえないとした。これに対し、一人一票の原則及び投票価値の平等原則（その追求は国際標準であり国際的潮流でもある）に照らした場合、較差が約三倍に達する状態につき違憲状態を脱したとまでは評価を明言することにはためらいがあるため、多数意見には完全には与することができないとした上で、同選挙までの間に違憲状態の解消がなされなかったことが国会の裁量権の限界を超えるとはいえず、国会において、引き続き、投票価値の平等原則の重みを十分に踏まえ、平成二九年の通常選挙に向けて較差縮小のプロセスが継続されることを期待するとの意見を付した。

裁判官としての心構え

最終審である最高裁判所の判事としての重大な責任をいつも心に留め、世界の中の日本という視点を踏まえながら、公平公正な裁判のため、平成二八年六月まで四二年間外交に携わった行政官としての経験を少しでも活かしていきたいと思っております。これまで世界のいろいろな場所に住み、いろいろな人と出会い、いろいろな体験をする中で、人生は「一期一会」の気持を持って、常に誠心誠意努めることが大事だと思っております。

最高裁判所裁判官国民審査 衆議院議員総選挙 投票日 10月22日(日)

この審査公報は、愛知県選挙管理委員会のホームページからもご覧いただけます。ホームページアドレス <http://aichi-oursenkyo.jp/>